

2016 年度後期

立命館大学^{大学院}

家計急変奨学金

募集要項

●出願期間

2016年12月5日(月)～2017年1月16日(月) 17:00<時間厳守>
(なお、年末年始一斉休業期間の12月27日(火)～1月5日(木)は
窓口業務を行っておりません。ご注意下さい。)

《 問い合わせ先 》

衣笠キャンパス所属の研究科
衣笠学生オフィス奨学金係 研心館2階 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1 TEL 075-465-8168 FAX 075-465-8169
びわこ・くさつキャンパス所属の研究科
BKC学生オフィス奨学金係 セントラルアーク1階 〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 TEL 077-561-2854 FAX 077-561-3954
大阪いばらきキャンパス・朱雀キャンパス所属の研究科
OIC学生オフィス奨学金係 A棟1階AS事務室 〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150 TEL 072-665-2130 FAX 072-665-2139
<受付・問合せ時間 9:30～17:00(土・日・祝日を除く)> ※11:30～12:30は閉室時間。但し、火曜は12:30まで閉室

《 個人情報の取り扱いについて 》

今回提出されている願書や家計状況を示す書類等の情報は、奨学金の選考に利用されます。また、今後の募集案内においても利用する場合があります。あなたの情報は、この利用目的の適正な範囲内においてのみ利用され、外部に提供されることはありません。

立命館大学 学生部

奨学金の概要と募集について

1. 立命館大学大学院家計急変奨学金の目的および内容

(1) 目的

本学大学院（博士課程前期課程相当）に在籍し、家計の急変により授業料（学費）の納入が困難となった学生を支援することを目的とする。

(2) 奨学金の内容

- ① 採用人数 : 10名程度
- ② 給付金額 : 当該学期（セメスター）の授業料
※経営管理研究科の授業料は、12月末時点の請求額とします。
※当該学期に他の授業料（学費）減免を受けている場合または授業料（学費）に充当する方法で奨学金が給付される場合は、その減免または充当後の当該学期の請求額が本奨学金の給付金額となります。
- ③ 給付方法 : 当該学期の授業料（学費）から差し引く形で給付
※すでに年間学費を納入されている場合は、差額を返金します。
- ④ 給付期間 : 在学中1回限り
- ⑤ 併給関係 : 同一の急変事由により既に立命館大学父母教育後援会会員家計急変奨学金（旧称：立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金）を受給した方は併給できません。（急変事由が異なる場合は併給可能です。ご相談ください。）

2. 出願資格・選考方法

本奨学金への出願については、以下の資格・要件を満たしていることが必要です。

(1) 出願資格

- ① 本学大学院の正規課程に在学する者のうち、以下のいずれかに該当する大学院生であること。
 - 1) 修士課程もしくは博士課程前期課程の1回生または2回生
 - 2) 一貫制博士課程の1回生または2回生
 - 3) 経営管理研究科の1回生または2回生
 - 4) 法務研究科既習者コースの1回生または2回生、未習者コースの1回生、2回生または3回生
 - 5) 公務研究科公共政策専攻社会人1年修了コースまたは経営管理研究科経営管理専攻1年修了コースの1回生

※薬学研究科については、後期課程のため対象外になります。

※上記、在学期間内に休学していた場合は、学生オフィスにご相談ください。ただし休学中は出願することができません。

※立命館大学大学院私費外国人留学生学習奨励金、立命館大学外国人留学生学費減免または立命館大学私費外国人留学生特別奨励生授業料減免に申請できる大学院生は出願できません。
- ② 授業料負担者（父母もしくは父母に代わって授業料を負担する者）の事情により家計が急変し経済的理由により修学が困難となった大学院生であること。
- ③ 2015年11月以降に、授業料負担者に急激な収入減少を伴う事情（事由）が生じており、その急変事由を公的書類により証明することができること。
※事情（急変事由）は、授業料負担者が予見できないまたは自らの意思によらない事由のことをいいます。

※以下の事由については、予見される事由あるいは自らの意思によって生じる事由であり、本人の意思によらない急変事由とは見なさないため出願資格はありません。

- a. 定年退職、遺族年金の支給停止
- b. 自己都合退職、懲戒解雇
- c. 首長・議員の選挙落選による失業等

※以下の事由の場合、急変時期および理由の特定が出来ないため出願資格はありません。

- a. 離別・倒産など、公的な手続きが進行中の場合
- b. 急変事由を証明する書類に公的機関を含む第三者の署名・押印がない場合
- c. 勤務先の倒産が急変事由でかつ退職証明等の公的証明の取得が可能であるにもかかわらず、個人的理由により書類提出がなされない場合

(2) 経済要件

- ① 家計急変後の父・母または学費負担者の年収合計が、給与収入（年金、失業給付等も含む）600万円以下、自営業等その他所得 197万円以下であること、または見込まれること。

※自営業等その他所得の方は、所得額の減収額を基準として判断し、収入（売り上げ）も考慮する場合があります。

※給与収入および自営業その他所得の両方がある場合は、日本学生支援機構の基準を準用して換算します。

- ② 急変事由が「退職」の場合、退職金が 601万円以上支給されていないこと。（但し、死亡退職金は除く）

(3) 選考方法

出願資格および経済要件を満たした方のうち、「所得の種類・金額」、「本人の授業料や通学形態」、「兄弟姉妹の就学状況、ひとり親家庭、障がい者、要介護者の同居状況、単身赴任等の家庭状況」等を総合的に判断し、選考をおこなった上で経済困窮度の高い方から予算の範囲内で採用します。

※大学院生本人が定職を持つなど独立生計者であると判断される場合は、当該大学院生本人（婚姻している場合はその配偶者を含みます）を授業料負担者とみなし、本人の事情で判断します。

<留意事項>

●選考にあたって公平・公正を期すために、経済要件・急変事由等に関する証明は、その事情を証明する書類を提出して頂く必要があります。本要項をよく確認のうえ、必要書類を準備、提出してください。

●家計急変奨学金は急変前の家計状況と急変後の家計状況を比較することにより、急変事由による収入の減少を確認します。所得・家庭事情の内容を客観的に証明する書類※を提出していただけない場合は、家計急変の事実確認ができないため選考を進めることができないことがあります。また、必要に応じて経済状況、急変事由等に関する書類を追加提出していただく場合があります。さらにお電話等でご事情を詳しくお伺いすることもあります。予めご了承ください。

※ 客観的に証明する書類とは、「公的機関の発行する証明書類」、または、「その内容を証明する資

格ある第三者による証明書類（勤務先会社・弁護士・会計士・税理士等の証明）」です。

提出書類の作成・準備と提出

受給資格があるにもかかわらず、書類不備のため選考対象外とならないよう、募集要項をよく読んだ上で出願書類を準備してください。

なお、提出された出願書類は一切返却いたしません。ご了承ください。

●出願書類

奨学金への応募にあたっては以下の書類を揃えて提出してください。

- ① 立命館大学大学院家計急変奨学金願書
- ② 家計事情を示す書類（事情により異なります。）

3. スケジュール（出願から採用まで）

●出願期間

2016年12月5日（月）～2017年1月16日（月） 17:00<時間厳守>

なお、年末年始一斉休業期間の12月27日（火）～1月5日（木）は窓口業務を行っておりません。ご注意ください。

●出願場所

衣笠キャンパス所属研究科 → 衣笠学生オフィス
BKCキャンパス所属研究科 → BKC学生オフィス
OICキャンパス所属研究科 → OIC学生オフィス
朱雀キャンパス所属研究科 → 朱雀独立研究科事務室

※ 郵送・FAX等での出願は受けません。学生ご本人が上記窓口へ持参してください。

※ 窓口時間、開室日をご確認ください。



●採否発表

2017年1月31日（火）に出願者全員へ結果を発送します（封書）

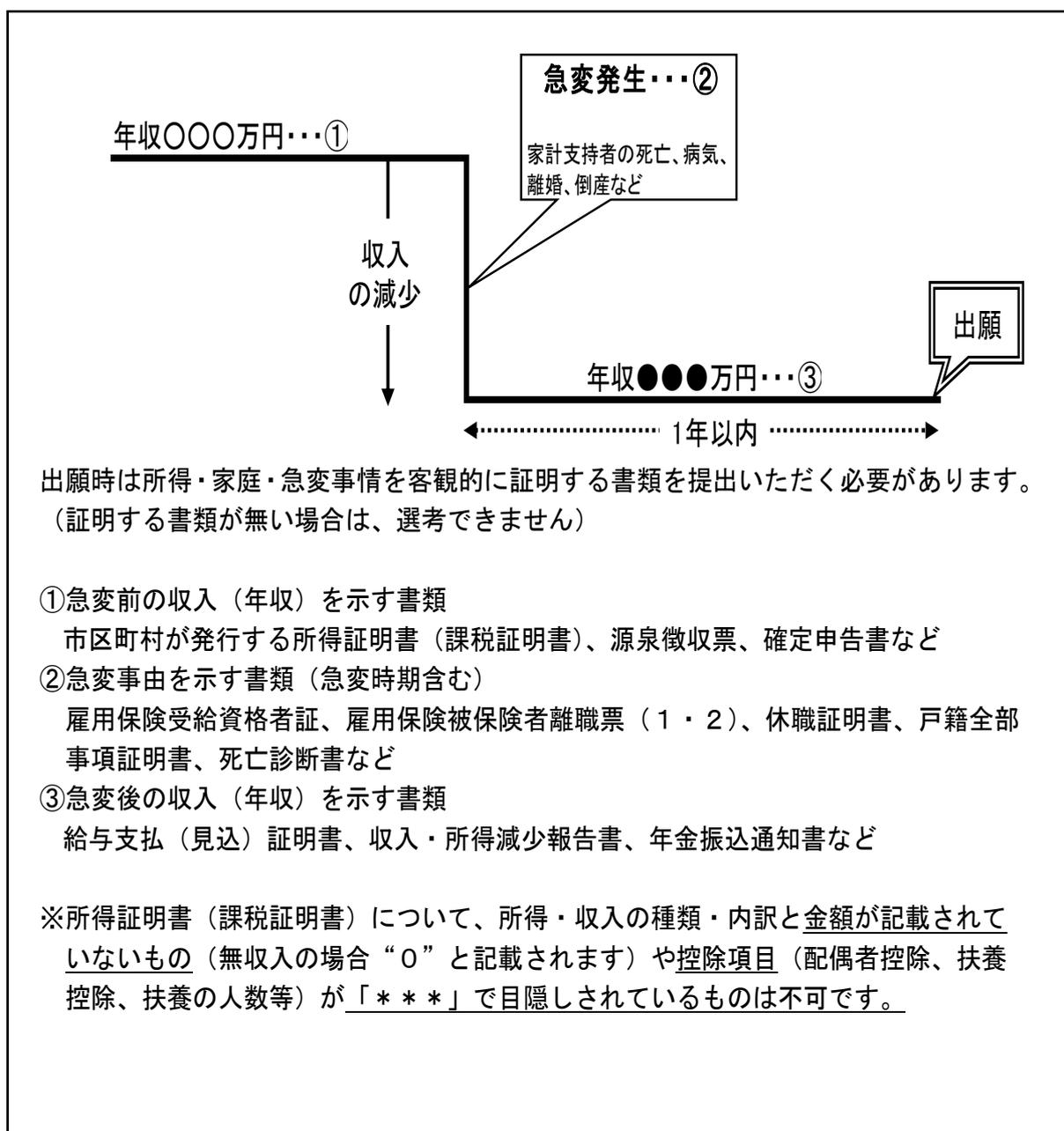
※ 郵便事情によりますが、到着まで2日前後かかります。

家計急変の考え方

<家計急変とは>

2015年11月以降に家計支持者の死亡・病気・離婚・失業・倒産・退職（定年退職・自己都合退職は含みません）などにより、大幅な収入減が生じ、家計が急変することを指します。

□ 家計急変のイメージ図 □



< 1 > 具体的な提出書類（参考）

- * 提出する証明書類は、全てコピーで構いません。
- * 提出された出願書類は一切返却いたしません。
- * 各書類の詳細については10ページ以降を参照してください。
- * その他、個別家庭の事情によりこちらに記載されていない書類の提出をお願いすることがあります。予めご了承下さい。

① 廃業・倒産

書類	留意事項
■ 本人の健康保険証コピー	学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。
■ 所得証明書(課税証明書)(父・母または保証人)平成28年(平成27年分)コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年(2015年)1～12月の収入を示したものです。 ・市区町村役場にて入手して下さい。 ・無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 ・収入が無い場合でも提出が必要です。
■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成27年分本人控コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 ・税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印あり、電子申告受信通知コピー提出など)。
■ 個人事業の開廃業等届出書、破産手続開始決定の通知書等コピー	左記の手続きをされた方は、コピーを提出して下さい。
■ 給与支払(見込)証明書 *巻末に用紙あり(再就職された方のみ)	再就職先から発行を受けて下さい。再就職した月から1年間分の収入見込を示したものを提出して下さい。
■ 生活保護決定(変更)通知コピー	生活保護を受けている方。福祉事務所から発行されます。

②-1 急激な減収(給与所得者)

書類	留意事項
■ 本人の健康保険証コピー	学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。
■ 所得証明書(課税証明書)(父・母または保証人)平成28年(平成27年分)コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年(2015年)1～12月の収入を示したものです。 ・市区町村役場にて入手して下さい。 ・無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 ・収入が無い場合でも提出が必要です。
■ 源泉徴収票(父・母、または保証人)平成27年分(2015年分)コピー	勤務先から取得して下さい。
■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成27年分本人控コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 ・税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印あり、電子申告受信通知コピー提出など)。
■ 減収の理由を示す会社発行の書類等	勤務先から発行を受けて下さい。減収額と減収の理由を明記することが必要です。
■ 給与支払(見込)証明書 *巻末に用紙あり(再就職された方のみ)	再就職先から発行を受けて下さい。再就職した月から1年間分の収入見込を示したものを提出して下さい。
■ その他減収の原因を示す書類	これらの書類以外に減収の原因を示すことができる場合は提出して下さい。
■ 雇用契約書(急変前・急変後)	契約書に減収の事情が記されている場合は提出して下さい。

②-2 急激な減収（自営業者・会社経営者）

書類	留意事項
■ 本人の健康保険証コピー	学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。
■ 所得証明書(課税証明書)(父・母または保証人)平成28年(平成27年分)コピー	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年(2015年)1～12月の収入を示したものです。 市区町村役場にて入手して下さい。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
■ 源泉徴収票(父・母または保証人)平成27年(2015年分)コピー	「給与」として支払いを受けている方は提出して下さい。
■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成27年分本人控コピー	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印あり、電子申告受信通知コピー提出など)。
■ 収入・所得減少報告書 *巻末に用紙あり	<ul style="list-style-type: none"> 急変時期前後それぞれ1年分の記載が必要です。 税理士・会計士などの確認および署名を受けて下さい。
■ 取引先廃業・生産縮小を示す書類	これに該当する書類がある場合、提出して下さい。
■ 株主(社員)総会議事録コピー	役員報酬改定を示すもの
■ 報酬月額算定基礎届コピー	社会保険事務所へ提出したもの

③ 休職

書類	留意事項
■ 本人の健康保険証コピー	学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。
■ 所得証明書(課税証明書)(父・母または保証人)平成28年(平成27年分)コピー	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年(2015年)1～12月の収入を示したものです。 市区町村役場にて入手して下さい。 無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
■ 源泉徴収票(父・母または保証人)平成27年分(2015年分)	「給与」として支払いを受けている方は提出して下さい。
■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成27年分本人控コピー	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印あり、電子申告受信通知コピー提出など)。
■ 休職証明書	勤務先から取得して下さい。(休職年月日、休職中の給与額・支給額、休職理由の記載が必要です。)
■ 「疾病給付金(傷病手当)」「全国健康保険協会等で取得」の受給、「休業補償金」の受給または受給していない証明書。	これに該当する書類がある場合は提出して下さい。
■ 長期療養報告書(療養中の治療費領収書コピー) *巻末に用紙あり	直近6カ月分のもの

④ 離婚

※下記、収入に関する証明書は、父と母の両方が必要です。

※離婚調停(夫婦関係調整調停)中、別居中等の場合は出願できません。

書類	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人の健康保険証コピー 	<p>学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得証明書(課税証明書)(父・母または保証人)平成28年(平成27年分)コピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年(2015年)1～12月の収入を示したものです。市区町村役場にて入手して下さい。 ・無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。収入が無い場合でも提出が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 源泉徴収票(父・母または保証人)平成27年分(2015年分)コピー 	<p>「給与」として支払いを受けている方は提出して下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成27年分本人控コピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 ・税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印あり、電子申告受信通知コピー提出など)。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 離婚日がわかる書類(戸籍全部事項証明書のコピー) 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当額が分かる書類(決定通知書など)コピー 	<p>学生本人に18歳以下の弟妹がいる場合</p>

⑤ 家計支持者の死亡

書類	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人の健康保険証コピー 	<p>学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得証明書(課税証明書)(父・母または保証人)平成28年(平成27年分)コピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年(2015年)1～12月の収入を示したものです。市区町村役場にて入手して下さい。 ・無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。収入が無い場合でも提出が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 源泉徴収票(父・母または保証人)平成27年分(2015年分) 	<p>・「給与」として支払いを受けている方は提出して下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成27年分本人控コピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 ・税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印あり、電子申告受信通知コピー提出など)。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 死亡日がわかる書類(死亡診断書・死亡届・戸籍全部事項証明書のコピー) 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 遺族年金額が分かる書類(年金振込通知書または年金額改定通知書のコピー) 	<p>日本年金機構から発行されます。最新のを提出して下さい(逝去間もなく受給が決定していない場合は提出時にその旨申告して下さい)。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当額が分かる書類(決定通知書などのコピー) 	<p>学生本人に18歳以下の弟妹がいる場合</p>

⑥ 失 職

書類	留意事項
■ 本人の健康保険証コピー	学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。
■ 所得証明書(課税証明書) (父・母または保証人)平成 28 年(平成 27 年分)	・平成 27 年(2015 年)1～12 月の収入を示したものです。 市区町村役場にて入手して下さい。 ・無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
■ 源泉徴収票 (父・母または保証人)平成 27 年分(2015 年分)	「給与」として支払いを受けている方は提出して下さい。
■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成 27 年分本人控コピー	・確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 ・税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印がある、電子申告受信通知コピー提出など)。
■ 雇用保険被保険者離職票 1および2コピー	1および2ともコピーを提出して下さい。まだ発行されていない場合は、勤務先に請求して下さい。
■ 雇用保険受給資格者証コピー	両面(裏、表とも)コピーを提出して下さい。まだ発行されていない場合は、提出時にその旨申請して下さい。
■ 退職証明書・解雇通知などのコピー	退職年月日、退職理由が記載されていること。
■ 退職および退職金証明書 *巻末に用紙あり	勤務先から取得して下さい。退職金が無い場合も、無い旨の証明が必要です。
■ (再就職の場合)給与支払(見込)証明書 (再就職先に作成依頼)	再就職月～1 年分の収入見込を示したものを提出して下さい。

⑦ 災害

※災害により、勤務先や畑、車(運送業の方)などに被害を受け、収入が減少していることが必要です。

書類	留意事項
■ 本人の健康保険証コピー	学生本人の健康保険証コピーを提出して下さい。
■ 所得証明書(課税証明書) (父・母または保証人)平成 28 年(平成 27 年分)コピー	・平成 27 年(2015 年)1～12 月の収入を示したものです。 市区町村役場にて入手して下さい。 ・無職の場合は、「非課税証明書」となる場合があります。 収入が無い場合でも提出が必要です。
■ 源泉徴収票 (父・母または保証人)平成 27 年分(2015 年分)コピー	「給与」として支払いを受けている方は提出して下さい。
■ 確定申告書第1表・第2表(父・母または保証人)平成 27 年分本人控コピー	・確定申告を行った方、または確定申告が必要な方 ・税務署が申告を受け付けたことが分かる状態で提出して下さい(受領印がある、また電子申告受信通知コピー提出、など)。
■ 罹災証明書のコピー	市区町村役場にて入手して下さい。
■ 休職期間の収入証明のコピー	これに該当する書類がある場合は提出してください。
■ 長期療養報告書(療養中の治療費領収書) *巻末に用紙あり	直近6カ月分のもの

② 源泉徴収票

- ◇ 平成 27 年分が必要です。勤務先より交付されているものです。
- ◇ ①を提出している場合も対象となる方は提出して下さい。

源泉徴収票 (事業所で発行した平成 27 年分の支払金額が反映されたもの)

# 給与 支 払 報 告 書 (個人別明細書) 市町村提出用	*区分		氏名		(受給者番号)		フリガナ		(役職名)		
	支払を受ける者	住所	種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		内 0 円		
	給与、賞与	内	円	円	円	円	円	円	円	円	
	控除対象配偶者の有無等	配偶者控除の額	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額	円	円	円
	有無	円	人	人	人	0 円	円	円	円	円	
	年調定率控除額	41,460 円	配偶者の合計所得		円	個人年金保険料の金額	円	長期損害保険料の金額	0 円	円	
	未納等	乙欄	本人が納付する	老齢等	寡婦	寡夫	寡妻	寡夫	寡妻	寡夫	
	中途就・退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
	支所(住所)又は所在地	氏名又は称	(電話)								

③ 確定申告書 (第一表・第二表の両方を提出)

- ◇ 平成 27 年分が必要です。お手元にある「本人控え」を提出して下さい。
- ◇ 税務署が申告を受け付けたことがわかる状態 (受領印、電子申告受信通知のコピー等) で提出して下さい。
- ◇ 所得はあるが、確定申告をする必要がなかった方は、「市民 (県民) 税申告書」のコピーを提出して下さい。

確定申告書 (平成 27 年分の申告書 平成 28 年 3 月までに税務署に申告したもの)

※確定申告書は第一表および第二表を両方提出して下さい。(見本は第一表)

税務署長		平成 <input type="text"/> 年分の所得税の		申告書 B		F A O O 2 0	
住所	フリガナ	氏名	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
又は 家庭用 事務所 居所など			男 女				
平成 27 年 1 月 1 日現在の住所	生年月日	電話番号	特産の表示	番号	索引番号		
(単位は円)		種類	収入金額	税	金額	計	
収入金額等	事業等	①		課税される所得金額 (①-③)又は第三表上の④に対する税額又は第三表の⑤	②⑥		〇〇〇
	農業	②		配当控除	③		
	不動産	③		区分	④		
	利子	④		住宅借入金(取得)等特別控除	⑤		
	配当	⑤		政党等寄付金特別控除	⑥		
	給与	⑥		差引所得税額 (⑦-⑧-⑨-⑩-⑪)	⑦		
	雑	公的年金等	⑧	災害減免額、外国税額控除	⑧		
		その他	⑨	再差引所得税額 (⑫-⑬-⑭)	⑩		
		短期	⑩	定率減税額	⑪		
		長期	⑪	源泉徴収税額	⑫		
		一時	⑫	申告納税額	⑬		
		事業等	⑬				

④ 給与支払（見込）証明書

- ◇ 出願時において、2015年1月以降の月から勤務し現在にいたる方（源泉徴収票に1年間分の給与が記載されていない）、および出願時において3ヶ月以内に就職が内定している方は必ず提出して下さい。
- ◇ 事業所（勤務先）にて「給与支払（見込）証明書」に記載、証明していただき別冊「各種証明書類貼付台帳」に貼付して提出して下さい。
- ◇ 現在の勤務先の就業年数が1年未満の方で、平成27年分の源泉徴収票（中途就・退職の部分に就職日の日付があるもの）が発行されている方はあわせて貼付して下さい。

⑤ 大幅な収入減を証明する書類

- ◇ 給与収入の方は、収入の減少する前12ヶ月分の給与明細書と減収後12ヶ月分の計24ヶ月分の給与明細書を貼付して下さい。
- * 退職・転職・再就職による収入減の場合は前職を離職する直前12ヶ月分の給与明細書を貼付して下さい。
- ◇ 自営業等給与所得以外の収入の方は、平成26年・平成27年の過去2ヶ年の確定申告書（控）を貼付して下さい。
- ◇ 会社経営等で役員報酬を得ている方は、株主総会議事録による役員報酬額の改定を示す書類を貼付して下さい。

⑥ 収入・所得減少報告書（自営業等その他所得の方のみ）

- ◇ 自営業等その他所得の方は出願時直近から遡って24ヶ月分の売上げ・経費・所得を本報告書に記載し、「各種証明書類貼付台帳」に添付して下さい。
- * 「収入・所得減少報告書」の記載内容の証明は公的機関を含む第三者の署名・押印が必要です。

⑦ 退職証明書・退職金支払証明書

- ◇ 退職年月日・退職金支給の有無（退職金の支給がある場合は支給額）が証明できる「退職証明書」・「退職金の源泉徴収票」・「退職金支払額証明書」等を勤務先に請求し提出して下さい。退職金が無い場合も「退職金支払いなし」などの証明が必要です。

⑧ 離職票または雇用保険受給資格者証（表裏両方）

- ◇ 離職票は退職した勤務先にて発行されます。雇用保険受給資格者証は離職票が発行された後、ハローワークに行き、手続きされてから発行されます。
- ◇ 出願時、雇用保険を受給している方、または受給見込みの方は提出して下さい。
- ◇ 雇用保険受給資格者証は表と裏両面ともコピーして提出して下さい。

雇用保険受給資格者証（表・裏ともコピーして提出して下さい。）

雇用保険受給資格者証 (第1面)

040

支給番号	氏名	被保険者番号
48010-02-000012-3	タロウ 三ツヨウ	4800-010566-2
性別 年齢 生年月日	支払方法	退職番号 認定日
男 45 3-311123	0001001-0000001	2型-水
住所又は居所		
求職申込年月日	資格取得年月日	離職年月日 理由
140109	500401	131231 11
受給期間満了年月日	基本手当日額	
150130	6,092	
離職時賃金日額	60歳到達時賃金日額	所定給付日数
10,000	330	0000
受給開始年月日	年 月 日	受給終了予定年月日
年 月 日		年 月 日
公共職業訓練等	受給手当日額	支給開始年月日
月 日	円	月 日
資格手当日額	円	支給開始年月日
月 日	円	月 日

管轄公共職業安定所 所在地 宇001-0001 練馬区上石神井4-8-4

電話番号 03-3920-3311

センター 公共職業安定所

注 意 事 項 1. この証は、第1面の受給期間満了年月日まで有効です。2. 後記の他不正の行為によって失業給付を受けず、かつ受給停止となります。3. 以後変更資格者証

⑨ 廃業証明書

- ◇ 倒産、営業停止の場合は、弁護士による手続き関係書類を貼付して下さい。
- ◇ 廃業の場合は「個人事業の開廃業等届出書」または廃業が公的に証明された書類を提出して下さい。

⑩ 年金に関する証明書

- ◇ 「公的年金の源泉徴収票」「年金振込通知書(はがき)」「年金額改定通知書(はがき)」等のいずれかを提出して下さい。
- ◇ 「公的年金の源泉徴収票」「年金振込通知書」の場合は、1年間の支給回数を余白に明記して下さい。

年金に関する証明書

国民年金・厚生年金保険 年金改定通知書		
<small>年金の種類</small>	遺族 厚生	<small>年金</small>
<small>年金証書の基礎年金 番号・年金コード</small>		
<small>受給権者氏名</small>		
国民 年金	基本額 支給停止額 年金額	円 円 円
厚生 年金 保険	基本額 中高齢加算額 支給停止額 年金額	円 円 円 円
合計年金額		円

＜3＞家庭事情に関する書類について

本人と生計を一つにしている家族に、「家計に関する書類」だけではあらかずすることができない家庭事情がある場合には、次の表を参考に証明書類を提出して下さい。提出された証明書類等は急変事由を示すものとして考慮することがあります。

※証明書類は全てコピーで提出して下さい（原本はお手元に保管して下さい）。

事情	内 容	提 出 書 類
ひとり親家庭	ひとり親家庭で「所得に関する証明書類」に寡婦・寡夫であることが反映されていない場合	戸籍全部事項証明書(家族分) 児童扶養手当に関する証明書 遺族年金支払通知
障がい者	本人または家族に障害者手帳が発行されている場合	療育手帳・障害者手帳・被爆者手帳の番号および認定された等級の記載部分
傷病により 休職中、休業中	傷病手当金、休業補償金を受けている場合	傷病手当金支払決定通知書の受給開始年月日および受給金額が記載されている部分 (健康保険組合で発行) 休業補償金支給額の証明書(労働基準監督署発行)
介護認定者	本人または家族が介護認定者である場合	介護者手帳の番号および認定された等級が記載されている部分
長期療養者	出願時現在において、療養中もしくは、今後療養を必要とする者がいる場合。 (6ヶ月以上の長期にわたる療養者対象)	願書提出時より遡って6ヶ月分の治療費の領収書に加え、長期療養報告書(巻末に用紙あり)を提出。
災 害	2015年11月から出願時まで火災、風水害等にあった場合	被災証明書(消防署または市区町村役場発行)と被災金額を記した書類(様式自由)
単身赴任	家計支持者が、単身赴任している場合	< ①と②を両方提出して下さい > ①単身赴任証明書(様式自由:勤務先公印押印のこと) ②自己負担分の直近1か月分の領収書・請求書等(住居費/水光熱費に限る)
海外勤務	家計支持者が、海外で勤務しており、源泉徴収票や確定申告書の控えが提出できない場合 (単身赴任している方は「単身赴任」の項目と合わせて書類を準備)	・年収証明書(日本語訳添付のこと) ・給与支払明細書 (平成27年1月～12月) ※日本国内に居住する家族向けの手当を受けている方はその年額がわかるもの(様式自由、勤務先発行)
生活保護 世 帯	生活保護を受けている場合	< ①と②を両方提出して下さい > ①生活保護受給証明書(福祉事務所発行) ②扶助費の金額が確認できる書類
就学者	出願者本人以外に、高校生以上の就学者がいる場合	【高校生・高専生・専修学校生】 生徒証または在学証明書のコピー 【大学生・大学院生】 学生証または在学証明書のコピー

卷末

卷末 1 : 給与支払（見込）証明書

卷末 2 : 退職および退職金証明書

卷末 3 : 長期療養報告書

卷末 4 : 収入・所得減少報告書

（自営業等その他所得の方用）

※該当者のみ提出

証明書発行について

● 証明書をご発行いただく事業主様へ

使用目的：この証明書は、立命館大学における奨学金の選考にのみ用いるものです。

証明内容：「就職以後1年間の給与支払（見込）額」を証明いただくものです。課税対象となる金額の支払総額（賞与、臨時手当等も含む）が証明の対象となります（所得税法上非課税となる通勤に要する手当などを除く）。

給 与 支 払（見 込） 証 明 書

勤務者氏名 _____

住 所 _____

就職年月日	年 月 日
就職以後1年間の 給与支払（見込）額 （賞与・臨時手当等を含む）	年 月 から 年 月 まで 円
年収に大きく変動がある場合は、その理由をご記入ください。	
扶 養 家 族	
氏 名	続柄
年 齢	氏 名
続柄	年 齢

この証明書は、奨学金の選考にのみ有効なものであり、証明の対象となる方の今後の労働条件を保証するものではありません。

上記の通りであることを証明します。

_____ 年 月 日

事業所所在地 _____

事業所名 _____

電話番号 _____

代表者氏名 _____ 印

【提出先】立命館大学 各所属キャンパス

【問合せ先】立命館大学 OIC 学生オフィス

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150 Tel: 072-665-2130 FAX: 072-665-2139

証明書発行について

※「退職金の源泉徴収票」が発行されている場合は、この証明書の提出は不要です。発行されている退職金の源泉徴収票のみをご提出下さい。

退職 および 退職金証明書

退職者氏名	
住所	〒

上記の者の退職に関して、以下のとおり証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

電話

代表者氏名 _____ 印

退職年月日	年 月 日
退職理由	<input type="checkbox"/> 自己都合による退職 <input type="checkbox"/> 会社都合による退職 <input type="checkbox"/> 解雇 <input type="checkbox"/> 雇用期間満了による退職 <input type="checkbox"/> その他 ()
退職金支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 金額 _____ 円 <input type="checkbox"/> 無
在職時雇用保険加入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【提出先】立命館大学 各所属キャンパス

【問合せ先】立命館大学 OIC 学生オフィス

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150 TEL: 072-665-2130 FAX: 072-665-2139

長期療養報告書

学部										回生			
学生証番号										-	氏名		
長期療養者氏名											学生本人との続柄		
長期療養病名													
長期療養期間	年 月から現在まで （ カ月間）												

- ①最新6ヵ月分の領収書を提出して下さい。（請求書は不可）
- ②領収書が複数の場合は、日付け順に並べ、月ごとにまとめてホッチキス止めして下さい。
- ③領収書を確定申告時に提出している場合は、確定申告書控を提出して下さい。

※ 領収書の無いものは控除できません。

※ 一度提出された領収書は返却できませんので、原本が必要な方はコピーを提出して下さい。

※ 領収書の氏名はフルネームで書かれているものを提出ください。

自己負担金額内訳（保険適用外で実費負担分）		
		本人負担額
最 新 6 ヵ 月 分	年 月分	円
	年 月分	円
合 計		円

※領収書の合計金額と同じ金額を記入して下さい。

領収証は封筒等に入れて提出して下さい。

